

事業報告等と有価証券報告書の一体的開示について

平成31年1月18日

内閣官房日本経済再生総合事務局

1. 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）（抜粋）

3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝

（2）新たに講ずべき具体的施策

i）中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

③企業の情報開示、会計・監査の質の向上

ア）企業による情報開示の質の向上

投資家の投資判断に必要な情報の総合的な提供を確保するため、引き続き、関係省庁及び株式会社東京証券取引所は共同して制度・省庁横断的な検討を行い、2019年前半を目途とした、国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のための環境整備を目指すなどの観点から、以下の総合的な検討及び取組を進める。

- 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を可能とするため、引き続き、制度・省庁横断的な検討を行う場において、関係省庁等が共同し、企業・投資家等の意見を聞きながら、異なる制度間で類似・関連する記載内容の共通化が可能な項目について必要な制度的な手当て、法令解釈や共通化の方法の明確化・周知等について検討を加速し、本年中に成案を得る。

⇒ 企業や投資家の協力を得て、関係省庁において検討を行い、2017年（平成29年）12月に、事業報告等と有価証券報告書に関する15項目について、共通の記載が可能であること、開示の要否について相違がないこと等を明確化。

（参考）資料5-1：事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について
（平成29年12月28日内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省）

2. 未来投資戦略2018（平成30年6月15日閣議決定）（抜粋）

2. 投資促進・コーポレートガバナンス

（3）新たに講ずべき具体的施策

ii）建設的な対話のための情報開示の質の向上、会計・監査の質の向上

- 「事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組について」（平成29年12月28日内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省策定）を踏まえ、関係省庁は、一体的な開示を行おうとする企業の試行的取組を支援しつつ、一体的開示例・関連する課題等について検討し、本年中に検討内容を公表し、その後速やかに必要な取組を実施する。

⇒ 企業や投資家の協力を得て、関係省庁において検討を行い、2018年（平成30年）12月に、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を行う場合の記載例、スケジュール例等について公表。

（参考）資料5-2：事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組の支援について（平成30年12月28日内閣官房、金融庁、法務省、経済産業省）